

富士見集会所だより



狭山市七夕の妖精 おりびい

発行日:令和8年9月10日(木)
発行:狭山市立富士見集会所
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18
TEL&FAX:04-2959-6230
E-Mail:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp

9月号

「狭山市民文化祭」を開催します!

狭山市では、毎年10月、11月に、公民館等を会場にして「狭山市民文化祭」を開催しています。公民館等の利用者や利用団体による日頃の文化活動の成果を地域で発表し、市民の文化活動を促し、そこに集まる人たちが相互の親睦・交流を図るために実施しています。富士見集会所でも、登録団体に呼びかけ参加を募り、今年度も「狭山市民文化祭」を実施いたします。8月までに2回実行委員会を開き、開催準備を進めています。その中で下記のように、富士見集会所会場の日程が決定しました。昨年と同様、発表の部と展示の部を2週に分けて開催します。

発表の部 10月24日(土)・25日(日)(2日間)
展示の部 10月30日(金)~11月1日(日)(3日間)

詳細は、富士見集会所だより10月号及び、ホームページでお知らせします。
お楽しみに!!

【文化祭に関連して貸館できない期間があります】

10月23日(金)~26日(月)13時まで、29日(木)~11月2日(月)

文化祭の会場設営や復旧作業を含め、上記の期間は貸館できなくなります。文化祭不参加の利用登録団体の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。

9月から10月の主な予定

日にち	行事内容	日にち	行事内容
9/10(木)	集会所だより9月号発行	10/3(土)	第5回小学生ふれあい教室「折り紙」
9/17(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!	10/6(火)	第2回人権セミナー「同和問題」 地域ふれあい講座「けん玉教室②」
9/24(木)	第4回ふじみ寿大学「音楽講座」	10/9(金)	集会所だより10月号発行
9/28(月)	利用団体代表者連絡会	10/13(火)	地域ふれあい講座「けん玉教室③」
9/29(火)	地域ふれあい講座「けん玉教室①」	10/15(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!
【休 所 日】 9/21(月・祝)敬老の日、22(火・祝)国民の休日、23(水・祝)秋分の日 10/12(月・祝)スポーツの日、19(月)			
【夜間休所日】 9/29(火)、10/20(火)、27(火)			

令和9年3月(予定)に、公共施設予約サービスが新しくなります

現在、使用している狭山市・入間市・飯能市の各公共施設の予約申込や抽選申込を行うための予約サービスシステムが、令和9年3月から新しいシステムに変更することになりました。変更後は狭山市と飯能市の施設のみが予約対象となります。新システムの使い方などの詳細は改めてお知らせします。

～子供から高齢者まで障害の有無に関わらず誰でも楽しく参加できる～ 「ユニバーサルスポーツを楽しもう!!」

「ユニバーサルスポーツを楽しもう!!」では、子供から高齢者、障害のあるなしに関わらず、多様・多世代な人が同時に混ざり合い、ユニバーサルスポーツをとおして誰もが楽しくすごせる場です。今年度も、月に一回、すでに5回実施しました。7月には、夏休み中ということもあり、小学生や高校生も参加して、幅広い世代の皆さんで交流しました。

これからも下記のように定期的 to開催しますので、ぜひお気軽にご参加ください。

【日時】毎月第3木曜日 10時から12時まで ※左記の時間内なら途中からの参加も可

【場所】富士見集会所 1階 第一集会室

【内容】カーレット・ボッチャ・モルックなどの体験や対戦

【対象】誰でも参加自由です

【費用】無料



富士見集会所と人権教育について

富士見集会所は、同和問題（部落差別）を中心とする人権教育を主要な事業として取り組んでおり、市民の皆さんが、人権意識を高め、偏見や差別のない社会を実現することを目指しています。このために、小中学生から高齢者まで、さまざまな世代を対象にした各種講座等を企画・運営しています。また、サークル活動などによって、地域の「学びの場」

「創造の場」「集いの場」としてご利用いただき、文化意識を高め、互いの交流を深めながら、よりよい人間関係を築くことなどで、偏見や差別のない社会を実現することも目的としています。



令和 8 年教職員人権教育研修会

～消費生活センターからのお知らせ～

光回線の契約トラブルに注意!

「現在契約している通信事業者を名乗り、『利用している光回線を新しくする。今なら工事費無料』と電話があった。無料ならと思い、了承したところ、後日契約書が送られてきた。送付元は契約している事業者ではなく、別会社だった」等、光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が寄せられています。

正しい事業者名を名乗らず、契約中の事業者であるかのように消費者を誤認させ、契約させる事例が多くあります。電話があった際は、事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。意図せず別の会社と契約となってしまう場合は、書面受領日から8日間以内であれば初期契約解除ができます。困った時には消費生活センターにご相談ください。

【相談・問合せ】消費生活センターへ ☎04-2954-7799

月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時